

大分類 C—漁業、水産養殖業

総 説

この大分類には、海面および内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所および海面または内水面において人工的設備を施し、水産動植物の養殖をおこなう事業所が分類される。

漁業における事業所は、漁場の位置、漁船、漁法および漁獲物の種類によって分類される。水産養殖業における事業所は養殖をおこなう場所、養殖の方法、養殖の対象によって分類される。

同一事業所が細分類項目の二つ以上の水産活動を兼営するときは、原則として漁獲物あるいは養殖生産物の販売額による。これによりえない場合は、上記諸要素および労働力の観点から比較して重要度の最も高いものにより分類される。

事 業 所

漁業を営んでいる事務所または業主の住居が、分類を適用する単位としての漁業事業所である。

漁家が漁業以外の経済活動をおこなっていても、それが同一構内（屋敷内）でおこなわれているかぎり、原則としてそこに複数の事業所があるとはしない。

ただし、その事業所の主たる経済活動の判定が困難な場合には、店舗あるいは常用労働者を使用する工場などがあれば別にそれらの事業所があるものとする。

漁業、水産養殖業と他産業との関係

(1) 漁家で製造活動をおこなっている場合

(イ) 主として購入の原材料を使用して製造、加工をおこなっている場合は漁業活動とはしない。

(ロ) 主として自家取得物の原材料を使用して製造、加工をおこなっている場合は漁業活動とする。ただし同一構内に、工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者を使用するときは、漁業活動とはしない。

(2) 捕鯨母船またはかに工船などの漁船内でおこなう製造、加工は漁業活動の一部とみなして、本分類に含ませる。

(3) 漁業協同組合の事業所で主要業務を容易に決定しえないものは大分類L—サービス業〔8412〕に分類される。主要業務を容易に決定しうるものは主要業務によってそれぞれの産業に分類される。

(4) 冷蔵倉庫業は大分類J—運輸通信業〔6521〕に分類される。

中分類 08—漁業

総 説

この中分類には、海面および内水面において自然繁殖している {まき付 (蔣付), 放苗, 投石, 耕うん (耕耘) などいわゆる増殖によって繁殖しているものを含む} 水産動植物を採捕する漁業を営む事業所が分類される。

小分類 細分類
番号 番号

081 捕鯨業

主として鯨類の捕獲に従事する事業所をいう。

0811 母船式捕鯨業

鯨体処理設備を有する母船およびその付属船をもって捕鯨をおこなう事業所をいう。

○母船式捕鯨業

0812 近海捕鯨業

母船式捕鯨業を除き鯨類の捕獲に従事する事業所をいう。

○捕鯨業

082 一般海面漁業

捕鯨業を除き、海面において水産動植物の採捕に従事する事業所をいう。

0821 底びき網漁業

底びき網漁具をえい航 (曳航) しておこなう漁業の事業所をいう。

網具をえい航する漁船の航走は、機械力、そう航 (漕航)、帆走あるいは潮流のいずれによるかを問わない。

○汽船トロール漁業; 以西機船底びき網漁業; 中型および小型機船底びき網漁業; 手縄網漁業; うたせ (打瀬) 網漁業; けた網 (桁網) 漁業; 浮びき網漁業; 母船式底びき網漁業

中分類08—漁業

0822 まき網漁業

まき網（旋網）漁具を使用しておこなう漁業の事業所をいう。

- アメリカ式巾着網漁業；いわし揚縄（巾着）網漁業；あじ，さば揚縄（巾着）網漁業；いわし縫切網漁業；揚縄網漁業；巾着網漁業；まき網漁業

0823 敷網漁業

敷網漁具を使用しておこなう漁業の事業所をいう。

- さんま棒受網漁業；あじ，さば棒受網漁業；四そう（艘）張漁業；敷網類漁業

0824 刺網漁業

刺網漁具を使用しておこなう漁業の事業所をいう。

- いわし（流）刺網漁業；にしん（流）刺網漁業；たら（流）刺網漁業；かに（流）刺網漁業；母船式かに（流）刺網漁業；刺網漁業；流網漁業

0825 釣，はえなわ漁業

釣漁具あるいははえなわ（延縄）漁具を使用しておこなう漁業の事業所をいう。

- かつお一本釣漁業；いか一本釣漁業；あじ，さば一本釣漁業；一本釣漁業；手釣漁業；文鎮（こぎ）漕漁業；まぐろはえなわ（延縄）漁業；たらはえなわ（延縄）漁業；たいはえなわ（延縄）漁業；母船かつお，まぐろ漁業；掛なわ漁業；はえなわ（延縄）漁業

0826 定置網漁業

定置網漁具を使用しておこなう漁業の事業所をいう。

- にしん定置網漁業；ぶり，まぐろ落網漁業；台網漁業；落網漁業；ます網（掛網）漁業

0827 地びき，船びき網漁業

地びき網漁具あるいは船びき網漁具を使用しておこなう漁業の事業所をいう。

- 地びき網漁業；船びき（船曳）網漁業

中分類08—漁業

0828 採貝、採そう業

貝けた（桁）漁業、潜水器漁業によるものを除き、各種の方法で貝ぞう（貝藻）類を採取する事業所をいう。

○真珠採取業；あさり採取業；はまぐり採取業；かき採取業；あわび採取業；さざえ採取業；うに採取業；採介業；こんぶ採取業；わかめ採取業；天草採取業；のり採取業；採そう（採藻）業；あまによる採貝、採そう業

0829 その他の海面漁業

他に分類されない海面において水産動植物の採捕をおこなう事業所をいう。

○海駆漁業；突棒漁業；たこつぼ漁業；なまこ採取業；さんご採取業；海綿採取業；潜水器漁業；つぼ漁業；かご（籠）漁業；筒漁業；やす（稚）漁業；ほこ（鉢）突漁業；魚突漁業；す巻（簣巻）漁業

083 内水面漁業

0831 内水面漁業

河川、湖沼など、淡水において自然繁殖している{まき付（蔭付）、放苗、投石、耕うん（耕耘）などいわゆる増殖によって繁殖しているものを含む}水産動植物を採捕する事業所をいう。

○河川漁業；湖沼漁業；う飼（鶴飼）網業；肥料用そう類（藻類）採取業；ため池（溜池）漁業；やな漁業；えり漁業；ひき網（曳網）漁業（内水面漁業のもの）；まき網（旋網）漁業（内水面漁業のもの）；敷網漁業（内水面漁業のもの）；かぶせ網（掩網）漁業（内水面漁業のもの）；打網漁業（内水面漁業のもの）；魚釣業（内水面漁業のもの）；はえなわ（延縄）漁業（内水面漁業のもの）

中分類 09—水産養殖業

総 説

この中分類には、海面または内水面において人工的設備を施し、水産動植物を移植、放苗、育成などにより集約的に生産する事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

091 浅海養殖業

浅海においておこなう養殖業で、養魚、垂下養殖、ひび建（浜建）などにより養殖する事業所をいう。

0911 真珠養殖業

真珠稚貝を養殖し、あるいは真珠母貝に真珠核そう入（挿入）の手術を施し、真珠を養殖する事業所をいう。

○真珠養殖業；真珠母貝養殖業

0912 かき養殖業

垂下式、簡易垂下式およびひび建（浜建）などによりかきの養殖をおこなう事業所をいう。

○かき養殖業；かきひび建（浜建）養殖業

0913 のり養殖業

のり養殖をおこなう事業所をいう。

○のり養殖業

0919 その他の浅海養殖業

他に分類されない浅海において水産動植物を養殖する事業所をいう。

○いせえび養殖業；くるまえび養殖業；かに養殖業；蓄養業；はまち養殖業；たこ養殖業

中分類09—水産養殖業

092 内水面養殖業

0921 内水面養殖業

内水面においておこなう養殖業で、池中養殖、ため池養殖、水田養魚をおこなう事業所をいう。

○こい養殖業；ふな養殖業；うなぎ養殖業；ます養殖業；きんぎょ養殖業；すっぽん養殖業；食用かえる養殖業；水田養漁業；内水面蓄養業；どじょう養殖業；ぼら養殖業；淡水真珠養殖業